

公 告 文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年2月24日

北海道上川総合振興局長

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業 務 名

令和4年度精神障がい者地域生活支援事業（富良野圏域）委託業務

(2) 業務の目的及び内容

精神科病院に長期入院している精神障がい者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、退院のための訓練等を行うことにより、円滑な地域生活への移行を図る。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者又は同法第51条の19の指定を受けた指定一般相談支援事業者たる法人であること。

(2) 上記(1)の事業者は、富良野圏域に所在し、精神障がい者を事業対象としているものであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 暴力団関係事業者等でないこと。

(8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 道内に拠点をもつ法人であること。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付場所

次の場所で交付する。

郵便番号076-0011 富良野市末広町2番10号

北海道上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室健康推進課

（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

なお、北海道上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室のホームページ

(※ <https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/hk/fth/seisinsvougaisya.html>) からダウンロードすることができる。

- イ 申請書の提出期限 令和4年3月3日(木)午後5時必着
- ウ 申請書の提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。
- エ 申請書の提出場所 3の(1)のアに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和4年2月24日(木)から令和4年3月3日(木)まで
(土曜日及び日曜日、祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所 3の(1)のアに同じ。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和4年3月4日(金)午後5時必着
- (2) 提出場所 3の(1)のアに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室健康推進課
- (2) 所在地 郵便番号076-0011 富良野市末広町2番10号
- (3) 連絡先 電話0167-23-3161

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。